

第5回 湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会 会議録(要約)	
開催日時	令和元年10月10日(木) 14:00~16:00
開催場所	湖西市役所 3階 委員会室
出席者	(委員) 5人 片桐委員、河合委員、菊地委員、増田委員、間淵委員 (湖西市) 11人 相澤環境部長 廃棄物対策課: 山本課長、木下課長代理、内山係長、井口、河合、三浦、松本 下水道課: 鈴木課長、片山課長代理、日恵野
内容	1 開会あいさつ 2 委員長あいさつ 3 協議事項 (1) 合理化事業の見直しと実施 (2) くみ取り業務の見直しと適正化 (3) 浄化槽汚泥(許可業務)の見直しと適正化 (4) 合理化事業等の算定 (5) 見直しに伴う課題や今後の調整事項への考え方 (6) 答申案について 4 次回の開催 5 事務局からの連絡事項

発言者	発言内容
-----	------

1 開会あいさつ

2 委員長あいさつ

3 協議事項

委員長 本日の協議事項ですが、前半は合特法に関する仕組みの審議・確認、また、前回持ち越した事項についての整理。そして後半では、答申の素案を確認していただき、必要な修正を加えて審議会の意見としたいと考えております。

前回の審議会の持ち越した事項といたしましては、1つは、合理化事業の実施期間と見直し。具体的には、合理化事業を5年ごとに策定することによいか。2つ目が、合理化事業の算定方法。特に補償基準を用いるということによいか。3つ目が、算定に用いる数値。これは、利益率をどう考えるべきかということですね。そして、激変緩和措置の要否についてです。

事務局 (1)～(3)説明

委員長 まず、この合理化事業の見直しと実施、今の事務局の御説明に対しまして、何かご意見、ご質問等がありますか。

委員 令和2年度からの実施ということですが、代替業務提供の具体的な実施方法はある程度決定されていますか。その点がもう少し見えてくると、答申においても具体的なものが表現されるのではと思いますが、公開の可否も含めて、いかがでしょうか。

事務局 庁内でも調整をしているところですが、来年度からの適用に向けて、うまく調整できるよう進めていきたいと思っております。

委員 「見直し後の合理化事業の実施の方法」で、合理化事業計画を5年ごとに見直すということだけではなくて、下水道整備方針の見直しと関連づけて行うということ盛り込んではどうかなと思います。

委員長 事務局、そのあたりはいかがでしょう。

事務局 合特法の仕組みは下水道整備に基づくものですので、下水道整備計画の進捗状況については、適宜反映できるような形を取りたいと思っております。

委員長 5年ごとに合理化事業計画を策定とありますが、もちろん、5年で合理化事業が終わるということではなくて、合特法の趣旨に則って、業者に著しい影響がある限り、安定化という観点から合理化事業を行っていくことであると思います。

それでは、下水道整備方針の見直しに応じて策定するという意見も含め、この内容でよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

委員長 「見直しの理由」の、「仕組みの透明化を図る」ということについても、この審議会の重要な使命の1つですので、当然のことであると思います。

それでは、(2)くみ取り業務の見通しと適正化について。委員の皆さんからご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員 資料には令和2年度の委託車両数が記載されていないのですが、これから検討するということですか。

事務局 必要車両数は資料のとおりですが、令和2年度の委託車両数は調整段階のため、記載しておりません。

委員長 現在、収集業者が3社ある中で、必要車両数の理論に合わせて令和2年度から2台にしていくというのはなかなか難しい状況もあるかと思えます。

委託業務体制の安定化・効率化やさらなる適正化を研究するという記載がありますが、補足説明はありますか。

事務局 現在、収集業務につきましては、くみ取り業務は委託制、浄化槽清掃は許可制で実施しています。しかし静岡県下では、くみ取り業務を委託で実施している市町は湖西市を含め3市程度。そのほかの市町は、くみ取り業務と浄化槽清掃、両方あわせて許可制で実施しており、くみ取り業務を許可制に移行することによって業務が集約できます。今後、さらなる効率化について研究をしていきたいと考えています。

委員長 くみ取りも浄化槽もどちらも許可制に統一することによって効率化が図られるということよろしいんですか。

事務局 現在、委託と許可のそれぞれの業務については、委託用と許可用ということで、車両を分けていただいています。許可制になれば、車両を分けずに作業ができるため、業務の効率化が期待できると考えています。

委員長 それでは、くみ取り業務の見通しと適正化につきましては、特に異論等はありませんか。

委員 (異議なし)

委員長 では、(3)浄化槽汚泥の見通しと適正化について。委員の皆さんからご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 「下水道整備区域内の5,986基は段階的に下水道へ接続していく」とある一方、下の表の「令和26年度までの下水道接続基数」は合計5,130基とあります。この差は令和26年度、下水道に接続されずに残るものですか。

事務局 この差の理由としましては、まず、今後20年間の人口減少として約1割程度見込まれております。ですから、約6,000基のうち1割相当分、約600基については自然減少分として見込んでおります。残りの約5,400基については接続率を95%・5130基と見込んでおりますので、差分の270基程度については、令和26年度以降段階的に接続されるものとして算定しています。

委員長 令和26年度までに、下水道接続により浄化槽汚泥は半分ぐらいにまで減少する中で、3業者の収集エリア内の下水道整備済状況と今後の整備予定は異なっており、下水道整備が与える影響も一様ではなく、将来の収集体制の確立が困難となることも見込まれると。業務の安定化や適正化という観点からは、現在の収集区域の範囲につきましても、1つの考え方として検討の余地はあるのではないかと考えております。

このようなことを検討することは、今後の中長期的な展望を考えると避けて通れないことだと思いますので、御理解いただきたいと思います。

事務局 (4) (5) について説明

委員長 (4) 合理化事業等の算定について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

委員 先ほど委託車両数は調整中という話でしたが、この算定額は、令和2年から2台減車、令和7年からさらに2台減車し、そこでバキューム車の委託がなくなる、という前提で算定されたということによろしいですか。

事務局 そのとおりです。

委員長 前回の議論で、補償基準を用いるのがよいのではないかというご意見が大半だったと思うのですが、改めて、補償基準を用いることで算定していくということで異論はありませんか。

委員 (異議なし)

委員長 次に、利益率の考え方につきましても、前回の議論では、一般的な適切な率として10%によろしいのではないかというご意見が大半だったように思いますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

委員 企業規模や地域性により、具体的な数値を抑えることは困難ですので、概念的な数字として10%というのはサービス業としては適正であると思います。

委員長 さらに情報収集できるようであれば、そういったことも踏まえつつ、基本は10%ということによろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

委員長 代替業務算定額の概算が、令和2年からは3社合計で1億6,200万円。第1回審議会に示された算定額が約5,000万円でしたので、3倍以上にこの金額がアップしていますが、これは、バキューム車の減車が反映されていて、なおかつ、事業計画期間の代替業務を平準化した結果、このような金額になったということです。ただ、令和12年度からは、このバキューム車の減車がありませんので、3社合計が8,200万円になると。

今回の見直しによる変化は軽微な減少にとどまると捉えられますので、このような状況では、特に激変緩和措置を講じる必要はないのかなというふうに考えます。

各社ごとの変化については事務局、どうですか。

事務局

各社ごとの概算額については、3社のうち、今年度の額より増額する事業者が2社、減少する事業者が1社です。減少する事業者の減額幅としては、今年度額から10%強です。

委員長

以上を踏まえて、特に激変緩和措置というのは講じないということによろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

委員長

令和12年度から、代替業務は1億6,200万円から8,200万円に減少しますが、今回議論している激変緩和措置というのは、あくまで現行の合理化事業と見直し後の新しい合理化事業との変化に対する措置ですので、令和12年度の変化に対しては、考え方としてなじまないと思いますが、いかがでしょうか。

委員

(異議なし)

委員長

では(5)番見直しに伴う課題や今後の調整事項への考え方について、全体を通してご意見、ご異論等はございませんか。

委員

(異議なし)

続いて、次第の6番、答申案についてです。これまでの審議経過、審議内容を踏まえ、資料2として答申素案を作成いたしました。それでは、まずは、(1)から(4)まで、読ませていただきたいと思います。

(答申素案読み上げ)

内容を1つずつ検討していきたいと思います。

まずは、(1)の合理化事業について。①から④まで合理化事業の総論的なことが書かれていますが、この部分につきまして、ご意見、ご異論等はございませんでしょうか。

この内容でよろしいですか。

委員

(異議なし)

委員長

それでは、続きまして、(2)合理化事業計画の策定と期間です。先ほどの審議で、下水道整備方針と関連づけたほうがよろしいのではないかというご意見をいただきましたので、例えば、③の頭に「下水道整備方針の確認とともに」という文言を入れてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員

下水道の進捗状況を反映という内容は入っているので、「③下水道整備方針の確認」というところを、この「下水道整備方針(計画)」という形でもよいと思うんですけども。

委員長

この方針と計画の違いについて御説明いただけますか。

事務局

下水道整備方針の中で計画が決まるので、おっしゃったとおりでよいと思います。

委員長

それでは、「③下水道整備方針(下水道整備計画)の進捗状況を反映するため」ということによろしいですか。

委員

(異議なし)

- 委員 (2) ②の「下水道接続の影響が見られる期間まで」というのは具体的には、令和26年度と認識していますが、具体的な期限を定めた方がよいのではと思います。
- 委員長 計画では令和26年度とされていますが、確定事項ではなく変更の場合もあり得ると思い、このような表現にしています。事務局、この点はどうでしょうか。
- 事務局 計画については、現段階では令和26年度までの予定です。ただ、様々な状況の変化等は見込まれますので、名言できない部分ではと捉えています。
- 委員 具体的に記載しておいて、その時々状況に応じて見直しをしたほうが。今の段階で終了時期をぼやかすと、20年後には曖昧になっている可能性があります。計画では令和26年度、ただし、計画が変更になった場合は見直すと。答申としては、令和26年度でよいと私は思います。
- 委員 基本的に今の意見に賛成です。今後の5年ごとの見直し時、その時々担当者にも戸惑いがないよう、原則的な年限をうたった上で、柔軟に変更可能な文言がよいと考えます。
- 委員 令和26年度に下水道接続率は100%にはならないと思うので、まだ残っているから、影響を受けていると言われる可能性もありますね。「現段階では令和26年度」という形で括弧書きを入れるか、この文章の中に「令和2年度から令和26年度まで」と追加するか。期間を入れないと、逆に行政が後々困るのではと思います。
- 委員長 下水道整備計画終了が令和26年度でしたか。
- 事務局 今の計画では令和23年度です。
- 委員長 では、令和26年度というのは。
- 事務局 5年刻みで合理化事業計画を策定しておりますので、令和22年度からの5年間の終了時期が令和26年ですので、令和26年度としております。
- 委員長 では、「令和2年度からとし、令和26年度まで策定すること。ただし、下水道整備計画に大きな変更が見られる場合には、この限りではない。」というような内容にしたほうがよいですね。
- 委員 前半の説明の中で、合理化事業の計画期間終了時に概ね270件は未接続だとありましたが、この部分は計画終了後は合特法の範囲から外れるという考え方でよいでしょうか。
- 事務局 今の内容ですと270件と算定していますが、その段階となったときに改めて具体的な方法は考えていきたいと思っております。
- 下水道整備計画が令和23年度までとされていますが、合理化事業計画は5年間ごとに見直しますので、令和26年度までを予定しています。下水道接続率は95%を見込んでいますので、残り5%にあたる270基程度は令和27年度以降に接続されますが、その部分に対しての対応は現時点では決まっておりません。
- 委員 いずれにしても、今回、議論の対象になっている相対数からは、非常に小さい数値になるということですので、長期計画としては無視できる範囲と考えられますね。そのイメージなら、答申には終了時期を入れたほうがよいと

いう感触です。

委員長 ほかにご意見等、よろしいでしょうか。

では、(2)につきましては、これでよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

委員長 続きまして、(3) 合理化事業の算定です。これについてはいかがでしょうか。

委員 「①国の補償基準等を準用しつつ」とありますが、算定式を見ると、ほかに該当する基準が見当たらないので、「等」は、ないほうがよいのではないかと思います。

委員長 曖昧な部分をなくしたほうがいいですね。では、「等」消すというふうにしましょう。

合理化事業の算定について、資料1の(5)に、今後の調整事項への考え方が①から④まで記載されています。この部分が答申の素案に十分反映されていないので、この内容を入れたほうがよいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

委員 これについては、答申素案の「(4) その他」に大体入っているので、要らないのかなと思いますけれども。

委員長 資料1の「今後の調整事項への考え方」で、「②原則として算定額以内で代替業務を提供するものとし、算定額を超過、不足する場合であっても妥当な範囲内で運用する」。それから、「④計画期間中に代替業務の縮小廃止等に伴い、代替業務算定額の提供が困難となる場合は、別途検討する。なお、その場合は事前に業者と協議の上、対応方法を決定する」この、2点が入っていないので、できれば入れたほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 その内容でしたら、算定方法というよりも考え方についてですので、「(4) その他」の項目へ入れたらどうかと思います。

委員長 では、この部分については、(4) その他へ入れ込むということではよろしいでしょうか。

委員 現行の「(4) その他」にある①から④と続けて違和感はないと思いますので、追加することによいと思います。

委員長 他の方も、よろしいですか。

委員 (異議なし)

委員長 では、この素案の「(3) 合理化事業の算定」につきましては、この内容で問題ないでしょうか。

委員 (異議なし)

委員長 では、「(4) その他」について、資料1「今後の調整事項への考え方」の②と④を入れ込むということをお承りいただきましたが、それ以外でご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 ①の最後の文章、「激変緩和措置は講じないこと」というのは、少しきつい気がするのですが、審議会としては「激変緩和措置は必要性がない」とか、そのような表現でどうでしょうか。

委員長 確におっしゃるとおりですね。「激変緩和措置の必要性はないものと考

える」という表現ではどうでしょうか。

委員
委員

(異議なし)

③の平成30年度の収集車両減車についての記載は必要性が感じられないのですが。今後の問題のことを審議しているものですから、影響の算定に含まれない過去の分を記載するのはどうかと。現状の代替業務金額が妥当かどうかということの判定はしていなかったと思います。

委員長

第3回審議会で委員の皆さんに確認をいただいたので盛り込んだのですが、事務局としては、これは特に削除しても問題ないですか。

事務局
委員長

問題ありません。

審議会では、平成30年度の2台の減車は合理化事業には含めない、ということで共通理解をした事実は変わりませんが、答申からは削除する、ということによろしいでしょうか。

委員
委員長

(異議なし)

では、これにつきましては、削除をさせていただきます。
ほかにご意見等、ありますでしょうか

委員
委員長

(異議なし)

そのほか、追加した方がよいことなどはありますでしょうか。

委員
委員長

(異議なし)

事務局、この答申の内容で、誤解や間違いなどはありませんか。

事務局
委員長

特にありません。

それでは、ただいま御議論いただきました内容で答申とさせていただきます。修正の内容を改めて確認させていただきます。

(2) ②の部分で、「令和26年度までとする」というふうに、最後を明確にする。「ただし、下水道整備計画が変更となる場合は、この限りではない」という内容にする。③の部分で、「下水道整備方針(下水道整備計画)」というふうに「下水道整備方針」を加える。

(3) ①の「国の補償基準等」の「等」は、削除する。

(4) ①の「激変緩和措置は講じないこと」というのはちょっと表現がきついで、「激変緩和措置の必要性はないものとする」とする。③は削除。そして資料1の5ページ「今後の調整事項への考え方」②と④を書き加える。

これで答申として市長に出させていただきますことにしたいと思います。

それでは、ほかに委員の皆さんからこの答申に関することでご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委員
委員長

(異議なし)

ありがとうございました。

それでは、本日第5回の審議会で実質的に最後の議論になるということですので。大変難しい問題を審議してまいりました。委員の皆様方におかれましては、さまざまなご議論、アイデアをいただきまして、本当にありがとうございます。

4 次回の開催

5 事務局からの連絡事項